

2024年5月30日

独占禁止法違反事案を踏まえた公正取引委員会からの
申し入れに対する日本旅行業協会の対応について

本日、青森市における新型コロナウイルス感染症患者移送業務に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規程に違反するとして、公正取引委員会より当協会会員4社に対し排除措置命令が発出されました。これは関係各社のみならず旅行業界全体の信頼を棄損することに繋がるものであり、誠に遺憾な事案であります。

これに関連し、公正取引委員会より、会員への適切な周知・指導のため、当協会に対して申し入れがなされました。①会員、役員及び事務局職員に対して、本件排除措置命令の内容を周知すること、②独占禁止法遵守についての行動指針を作成し、周知徹底すること、③独占禁止法の遵守についての研修を実施すること、の3点の実施であります。

このように公正取引委員会より当協会会員に対し排除措置命令が発出され、更に当協会に対しても申し入れがなされたことは、当協会のこれまでのコンプライアンスへの取り組みが不十分であったものであり、改めて深くお詫び申し上げます。

当協会としては、昨今の旅行業界における不正事案の発生を受け、外部有識者によるご指導のもと、旅行業界の信頼回復に向けてこの3月末に再発防止策をとりまとめ、具体的な取り組みを進めているところです。

当該再発防止策の取り組みの適切な実施により、今般の公正取引委員会による申し入れ事項の実行、更には、旅行業界における実効性のあるコンプライアンスの推進に全力で取り組んで参る所存です。

一般社団法人日本旅行業協会

会長 高橋 広行